

公益社団法人 横芝光町シルバー人材センター
正会員会費規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人横芝光町シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一事業年度（4月～翌年3月まで）に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、年額2,500円とする。
- (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。
- (3) 新規入会員については、入会時期により次のように定める。
 - ア) 4月1日～9月30日までの入会 2,500円
 - イ) 10月1日～3月31日までの入会 1,300円

0

(納入期日及び納入方法)

第3条 会費は毎年1回、6月末日までに納入するものとする。

- (1) 納入方法については、5月支給の配分金（4月作業分）より天引きとする。
天引きできない人に関しては、事務所に持参又は振込納入するものとする。
- (2) 新規入会申込者は、入会后1カ月以内に事務所に持参又は振込納入するものとする。

(委任)

第4条 この規定に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第2条（会費の額）一事業年度の追加、第2条（会費の額）(3)の追加、第3条（納入期日）の変更。令和3年度入会者より改訂とする。
- 3 第3条（納入期日及び納入方法）納入方法の明記。令和4年度納入分より施行する。